

# 令和3年度介護報酬改定等説明資料

## 【介護老人福祉施設（地域密着型含む）・（介護予防）短期入所生活介護】

### 1 令和3年度介護報酬改定の概要(案)

介護老人福祉施設（地域密着型含む）	1
（予防）短期入所生活介護	22

### 2 介護報酬の算定構造（案）

介護老人福祉施設	33
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	34
短期入所生活介護	35
介護予防短期入所生活介護	36

### 3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

介護老人福祉施設	37
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	40
（介護予防）短期入所生活介護	42

#### はじめに

- 令和3年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることになります。詳細については、今後発出される省令・告示・通知等の原文をご参照ください。
- 資料は、令和3年1月18日に開催された「第199回 社会保障審議会介護給付費分科会」の資料のうち各サービスに関するページを抜粋しています。なお、「令和3年度介護報酬改定の概要」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載（介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記）されています。
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、隨時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>県政情報>健康・福祉・子育て>高齢者・障がい者・介護

>高齢者支援課>介護報酬改定

※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP※>分類から探す>しごと・産業・事業者向け>届出・証明・法令・規制

>介護・福祉>介護報酬改定

※熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

令和3年3月

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

熊本市健康福祉局福祉部介護保険課介護事業指導室

## **8.(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

### **改定事項**

- 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)②特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑧ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保(※地密のみ)
- ⑩ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑪ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑫ 3(1)⑬特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 3(1)⑭施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑭ 3(1)⑮施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑮ 3(1)⑯多職種連携における管理栄養士の関与の強化

212

## **8.(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

### **改定事項**

- ⑯ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑰ 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ⑱ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑲ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ⑳ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ㉑ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ㉒ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ㉓ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し
- ㉔ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ㉕ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ㉖ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ㉗ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止
- ㉘ 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ㉙ 6③基準費用額の見直し

213

## 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1日あたり	
	<現行>	<改定後>
○介護福祉施設サービス費（従来型個室）		
要介護1	559単位	573単位
要介護2	627単位	641単位
要介護3	697単位	712単位
要介護4	765単位	780単位
要介護5	832単位	847単位
○ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）		
要介護1	638単位	652単位
要介護2	705単位	720単位
要介護3	778単位	793単位
要介護4	846単位	862単位
要介護5	913単位	929単位
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（従来型個室）		
要介護1	567単位	582単位
要介護2	636単位	651単位
要介護3	706単位	722単位
要介護4	776単位	792単位
要介護5	843単位	860単位
○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ユニット型個室）		
要介護1	646単位	661単位
要介護2	714単位	730単位
要介護3	787単位	803単位
要介護4	857単位	874単位
要介護5	925単位	942単位

184

## 新型コロナウィルス感染症に対応するための特例的な評価

### 概要

- 新型コロナウィルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

188

## 1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

R3.1.13 詮問・答申済

5

## 2. (1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

### 概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★ イ：ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
- ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
- イ 認知症専門ケア加算（通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護においては認知症加算）の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】
- なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、e ラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。
- ※1 認知症ケアに関する専門研修  
認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修  
認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修  
認知症加算：認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修  
、認知症介護実践者研修
- ※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師  
①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修  
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程  
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

### 単位数

アについては、以下のとおり。  
イについては、単位数の変更はなし。

<現行>

なし

⇒

<改定後>

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日（新設）※

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位／日（新設）※

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位／月

### 算定要件等

アについては、以下のとおり。  
イについては、概要欄のとおり。

<認知症専門ケア加算（Ⅰ）>（※既往要件と同）

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

<認知症専門ケア加算（Ⅱ）>（※既往要件と同）

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

9

## 2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

### 概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めるとしている。【通知改正】  
具体的には、通知「『介護サービス情報の公表』制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

### 【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名： 事業所番号： （枚番）

#### 基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

（20XX年XX月XX日現在）

計画年度	年度	記入年月日	（枚番）
記入者名		所属・職名	

#### 3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

（その内容）

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組

アセッサー（評価者）の人数	人	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
段位取得者の人数	人	人	人	人	人

外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況

### 【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

10

## 2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

### 概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13諮詢・答申済

（参考）介護従事者等の認知症対応力向上の促進

#### 【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】

##### 研修の目的

・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成

・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

・認知症介護の理念、知識及び技術を修得

##### 受講要件

・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者  
・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者  
・地域ケアを推進する役割を担っている者  
等のいずれの要件も満たす者

#### 【認知症介護基礎研修】

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得

##### 【目標】

介護に携わる全ての職員の受講

#### 実践リーダー研修

#### 指導者研修

#### 認知症介護実践研修

・概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

12

## 2.(2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

### 概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

### 算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
  - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する
  - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

14

## 2.(2)② 特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算の算定要件の見直しを行うとともに【告示改正、通知改正】、現行の死亡日以前30日前からの算定に加え、それ以前の一定期間の対応についても新たに評価する区分を設ける【告示改正】。
- あわせて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることとする。【通知改正】

### 単位数

<現行>		<改定後>	
看取り介護加算(Ⅰ)		看取り介護加算(Ⅰ)	
死亡日30日前～4日前	144単位／日	⇒ 死亡日45日前～31日前	72単位／日 (新設)
死亡日前々日、前日	680単位／日	変更なし	
死亡日	1,280単位／日	変更なし	
		<看取り介護加算(Ⅰ)>	
看取り介護加算(Ⅱ)		看取り介護加算(Ⅱ)	1,280単位／日
死亡日30日前～4日前	144単位／日	⇒ 死亡日45日前～31日前	72単位／日 (新設)
死亡日前々日、前日	780単位／日	変更なし	680単位／日
死亡日	1,580単位／日	変更なし	144単位／日
		死亡日 以前45日	
		死亡日 以前30日	
		死亡日 以前4日	

### 算定要件等

- 看取り介護加算の要件として、以下の内容等を規定する。
  - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。（通知）
  - ・看取りに関する協議の場の参加者として、生活相談員を明記する。（告示）
- 施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。
  - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

15

## 2. (4)⑦ 退院・退所時のカンファレンスにおける 福祉用具専門相談員等の参画促進

### 概要

【居宅介護支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。【通知改正】

### 単位数

- 変更なし。

#### ※ 指定居宅介護支援における退院・退所加算

	(I) イ 450単位	(I) ロ 600単位	(II) イ 600単位	(II) ロ 750単位	(III) 900単位
関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数	1回 (カンファレンス以外の方法により実施)	1回 (カンファレンスにより実施)	2回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)	2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施)	2回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)

### 算定要件等

- 居宅介護支援における退院・退所加算のカンファレンスの要件について、以下の内容を通知に記載する。  
・ 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

45

## 2. (5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めて、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】R3.1.13 詮問・答申済

### 基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

おおむね10人以下としなければならない。

<改定後>

- ⇒
- ・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
  - ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

47

## 2. (5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】

一部R3.1.13 詰問・答申済

### 基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

ユニットに属さない居室を改修したものについては、  
入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室  
を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じて  
いても差し支えない。

<改定後>

廃止

- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）

○ユニット型介護福祉施設サービス費

・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒ ・ユニット型介護福祉施設サービス費

・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒ ・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費

○ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費 ⇒ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

・ユニット型経過的小規模介護福祉施設  
サービス費（Ⅰ） ⇒ ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費  
（Ⅰ）

・ユニット型経過的小規模介護福祉施設  
サービス費（Ⅱ） ⇒ ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費  
（Ⅱ）

48

## 2. (7)⑤ 特例居宅介護サービス費による 地域の実情に応じたサービス提供の確保

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具販売★、居宅介護支援、介護予防支援】

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

### ○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。

【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

### ○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

64

### 3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

#### 概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

#### 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

67

### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

#### 概要

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。
  - ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（II）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】
- ※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するなどの取組を進める。

79

### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

#### 単位数（ア）

<現行>	<改定後>
生活機能向上連携加算 200単位／月	⇒ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位／月（新設）（※3月に1回を限度） 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位／月（現行と同じ） ※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可。

#### 算定要件等（ア）

<生活機能向上連携加算（Ⅰ）>（新設）

- 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

<生活機能向上連携加算（Ⅱ）>（現行と同じ）

- 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

80

### 3.(1)⑬ 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- （地域密着型）介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行>	<改定後>
個別機能訓練加算 12単位／日	⇒ 個別機能訓練加算（Ⅰ）12単位／日 個別機能訓練加算（Ⅱ）20単位／月（新設） ※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算可。

#### 算定要件等

<個別機能訓練加算（Ⅱ）>

- 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

85

### 3. (1)⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】

- 施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行ふことを求める。【省令改正、告示改正】
- 口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行>		<改定後>
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	⇒ 廃止
口腔衛生管理加算	90単位/月	⇒ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月（現行の口腔衛生管理加算と同じ） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110単位/月（新設）

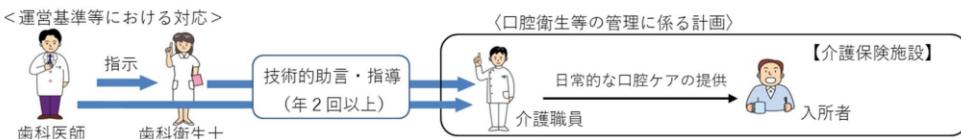
#### 基準・算定要件

<運営基準（省令）>（※3年の経過措置期間を設ける）

- ・ 「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。
- ※ 「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。

<口腔衛生管理加算（Ⅱ）>

- ・ 加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。



86

### 3. (1)⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】

- 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】

#### 単位数

<現行>		<改定後>
栄養マネジメント加算	14単位/日	⇒ 廃止 栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算（新設） (3年の経過措置期間を設ける)
なし		⇒ 栄養マネジメント強化加算 11単位/日（新設）
低栄養リスク改善加算	300単位/月	⇒ 廃止
経口維持加算	400単位/月	⇒ 変更なし

#### 基準・算定要件等

<運営基準（省令）>

- （現行）栄養士を1以上配置 → （改定後）栄養士又は管理栄養士を1以上配置。
- 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。（3年の経過措置期間を設ける）

<栄養マネジメント強化加算>

- 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること
- 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること
- 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
- 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<経口維持加算>

- 原則6月とする算定期間の要件を廃止する

87

### 3. (1)⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

#### 概要

【短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設において多職種連携で行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正、通知改正】
  - ・ 看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算（看取り介護加算、ターミナルケア加算）又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。
  - ・ 褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。

88

### 3. (2)④ ADL維持等加算の見直し①

#### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。  
【告示改正】
  - ・ 通所介護に加えて、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を対象とする。
  - ・ クリームスキミングを防止する観点や、現状の取得状況や課題を踏まえ、算定要件について、以下の見直しを行う。
    - 5時間以上が5時間未満の算定回数を上回る利用者の総数を20名以上とする条件について、利用時間の要件を廃止するとともに、利用者の総数の要件を10名以上に緩和する。
    - 評価対象期間の最初の月における要介護度3～5の利用者が15%以上、初回の要介護認定月から起算して12ヶ月以内の者が15%以下とする要件を廃止。
    - 初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得たADL利得（調整済ADL利得）の平均が1以上の場合に算定可能とする。
    - CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。
  - ※ ADL利得の提出率を9割以上としていた要件について、評価可能な者について原則全員のADL利得を提出を求めつつ、調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者をその平均の計算から除外する。また、リハビリテーションサービスを併用している者については、加算取得事業者がリハビリテーションサービスの提供事業者と連携して機能訓練を実施している場合に限り、調整済ADL利得の計算の対象にする。
  - ※ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護において、利用者の調整済ADL利得を算出する場合は、さらに一定の値を付加するものとする。
  - ・ より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する新たな区分を設ける。

#### 単位数

<現行>

ADL維持等加算(Ⅰ) 3単位／月  
ADL維持等加算(Ⅱ) 6単位／月

<改定後>

ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位／月 (新設)  
ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位／月 (新設)

※(Ⅰ)・(Ⅱ)は併算定不可。現行算定している事業所等に対する経過措置を設定。

96

### 3.(2)④ ADL維持等加算の見直し②

#### 算定要件等

< ADL維持等加算(I) >

- 以下の要件を満たすこと。
  - イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
  - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
  - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

< ADL維持等加算(II) >

- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

97

### 3.(3)① 寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進するため。
  - ・ 定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、
  - ・ 介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う取組を評価する加算を創設する。【告示改正】
- その際、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。【告示改正】

#### 単位数

<現行>

なし

<改定後>

⇒ 自立支援促進加算

300単位／月 (新設)

#### 算定要件等

- 以下の要件を満たすこと。
  - イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
  - ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
  - ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
  - ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること。

101

### 3.(3)② 褥瘡マネジメント加算等の見直し①

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 褥瘡マネジメント加算（介護医療院は褥瘡対策指導管理）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ・ 計画の見直しを含めた施設の継続的な取組を評価する観点から、毎月の算定を可能とする（介護医療院を除く）。
  - ・ 現行の褥瘡管理の取組（プロセス）への評価に加え、褥瘡の発生予防や状態改善等（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、褥瘡の定義や評価指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
  - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

#### 単位数

<現行>		<改定後>	※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。	
褥瘡マネジメント加算	10単位／月 (3ヶ月に1回を限度とする)	⇒	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	3単位／月 (新設) 13単位／月 (新設)
※ 加算（Ⅰ）（Ⅱ）は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定				
<現行>		<改定後>		
褥瘡対策指導管理	6単位／日	⇒	褥瘡対策指導管理（Ⅰ） 褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	6単位／日（現行と同じ） 10単位／月 (新設)
※ （Ⅰ）（Ⅱ）は併算可。				

102

### 3.(3)② 褥瘡マネジメント加算等の見直し②

#### 算定要件等

##### <褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）>

- 以下の要件を満たすこと。
  - イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。
  - ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
  - ハ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。
  - ニ イの評価に基づき、少なくとも3ヶ月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

##### <褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）>

- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

##### <褥瘡対策指導管理（Ⅱ）>

- 褥瘡対策指導管理（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。

103

### 3. (3)③ 排せつ支援加算の見直し①

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 排せつ支援加算（介護療養型医療施設を除く）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ・ 排せつ状態の改善が期待できる入所者等を漏れなく支援していく観点から、全ての入所者等に対して定期的な評価（スクリーニング）の実施を求め、事業所全体の取組として評価する。
  - ・ 継続的な取組を促進する観点から、6か月以降も継続して算定可能とする。
  - ・ 入所者等全員に対する排せつ支援の取組（プロセス）への評価に加え、排せつ状態の改善（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、定義や指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
  - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

#### 単位数

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

<現行>	<改定後>
排せつ支援加算 100単位／月	⇒ 排せつ支援加算（Ⅰ）10単位／月 <b>（新設）</b> 排せつ支援加算（Ⅱ）15単位／月 <b>（新設）</b> 排せつ支援加算（Ⅲ）20単位／月 <b>（新設）</b>

※ 排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

104

### 3. (3)③ 排せつ支援加算の見直し②

#### 算定要件等

<排せつ支援加算（Ⅰ）>

- 以下の要件を満たすこと。  
イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。  
ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。  
ハ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

<排せつ支援加算（Ⅱ）>

- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
  - ・ 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。

<排せつ支援加算（Ⅲ）>

- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
  - ・ かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

105

## 4. (1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
  - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
  - 職員のキャリアアップに資する取組
  - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
  - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
  - 生産性の向上につながる取組
  - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求ること。【告示改正】

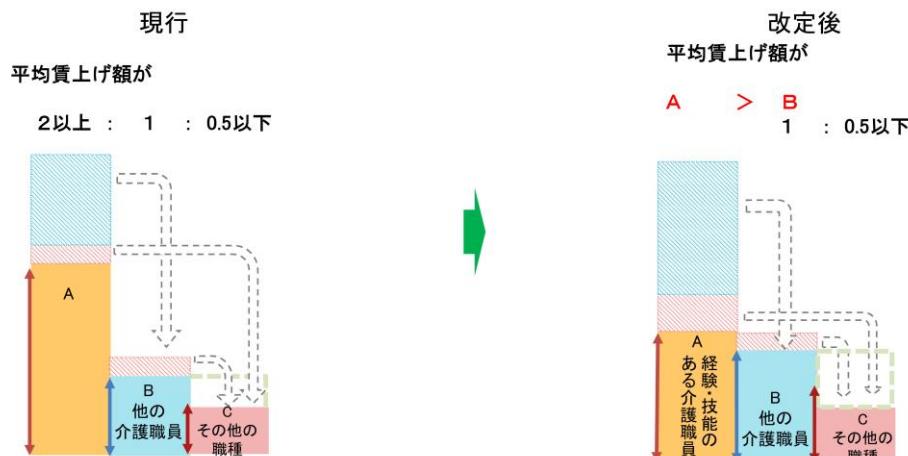
108

## 4. (1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
  - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
  - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



109

## 4. (1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

### 概要

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

### 単位数・算定要件等

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算Ⅰ(新たな最上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰ相当)	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰ口、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が50%以上	(訪問入浴) (夜間訪問) I 44単位/回 I 22単位/回 II 36単位/回 II 18単位/回 III 12単位/回 III 6単位/回
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪問・訪りハ) (療養通所) (イ) 8単位/回 (イ) 40単位/月 (ロ) 3単位/回 (ロ) 24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が51人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が51人以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が50%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※このサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通りハ以外) I 22単位/回(I) II 18単位/回(D) III 6単位/回(D)
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※このサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通りハ) I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月

(注) 表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

(注2) 介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部)以上勤続職員の割合」である。

110

## 4. (2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の更なる評価を行う。【告示改正】

### 単位数

- 変更なし

※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算

(I) イ 22単位/日	(I) ロ 13単位/日	(II) イ 27単位/日	(II) ロ 18単位/日
従来型 (入所定員30人以上50人以下)	従来型 (定員51人以上又は経過の小規模)	ユニット型 (定員30人以上50人以下)	ユニット型 (定員51人以上又は経過の小規模)

### 算定要件等

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。

- ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)
- ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

	①現行要件の緩和(0.9人配置要件)	②新設要件(0.6人配置要件)
最低基準に加えて配置する人員	0. 9人(現行維持)	(ユニット型の場合) 0. 6人(新規)  (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併用調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0. 8人(新規) ② ①を適用しない場合(利用者数25名以下の場合等) 0. 6人(新規)
見守り機器の入所者に占める導入割合	1 0 % (緩和:見直し前15%→見直し後10%)	1 0 0 %
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること(※)

- ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的な要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件  
①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置  
②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮  
③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)  
④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施  
⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

117

## 4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

### 算定要件等

※併設型短期入所生活介護（従来型）も同様の改定

- 介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。

現 行		見直し案		
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26~60	2人以上	利用者数26~60	1.6人以上
	利用者数61~80	3人以上	利用者数61~80	2.4人以上
	利用者数81~100	4人以上	利用者数81~100	3.2人以上
	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	利用者数101以上	3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上

#### （要件）

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること（※）

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- ④機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

118

## 4.(2)③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえ、見守り機器やインカム、スマートフォン、介護記録ソフト等のICT等の複数のテクノロジー機器を活用する場合の新たな評価を行う。【告示改正】

### 単位数

- 変更なし

※ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算（従来型）36単位／日（ユニット型）46単位／日  
※ 特定施設入居者生活介護における入居継続支援加算（I）36単位／日（II）22単位／日

### 算定要件等

- 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。（現行6：1を7：1とする。）

#### （要件）

- ・テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入していること（少なくとも①～③を使用）
  - ①入所者全員に見守り機器を使用
  - ②職員全員がインカムを使用
  - ③介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用
  - ④移乗支援機器を使用
  - ・安全体制を確保していること（※）

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施

- 見守り機器やICT等導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

119

## 4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し①

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。【省令改正】R3.1.13 諒問・答申済

### 基準

<現行>		<改定後>
従来型とユニット型を併設する場合において、 介護・看護職員の兼務は認められない。	⇒	従来型とユニット型を併設する場合において、 入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員 の兼務を認める。

(※) 入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示

<特養と特養を併設する場合の介護・看護職員の兼務の可否>

	従来型	ユニット型
従来型	○	✗ ⇒ ○
ユニット型	✗ ⇒ ○	○

※ ○は入所者の処遇に支障がない場合にのみ可能。

127

## 4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

### 概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★】

- 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。【省令改正】R3.1.13 諒問・答申済

### 基準

<現行>		<改定後>
広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護 が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可		⇒ 広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設 する場合において、介護職員は入所者の処遇に 支障がない場合に、管理者は管理上支障がない 場合に限り、兼務可能

小規模多機能型居宅介護に併設する 施設・事業所	介護職 員の兼 務	管理 者 の兼 務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	✗	✗
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		



小規模多機能型居宅介護に併設する 施設・事業所	介護職 員の兼 務	管理 者 の兼 務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		

128

## 4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し③

### 概要

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、置かないことを可能とする。【省令改正】 R3.1.13 諒問・答申済

### 基準

<現行>

サテライト型居住施設の生活相談員について、  
本体施設が特別養護老人ホーム又は地域密着型  
特養特別養護老人ホームである場合、  
置かなければならない。

<改定後>

⇒ サテライト型居住施設の生活相談員について、  
本体施設の特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養  
護老人ホームの生活相談員により当該サテライト型居  
住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認めら  
れるときは、置かないことができる。

129

## 4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し④

### 概要

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型居住施設を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。【省令改正】 R3.1.13 諒問・答申済

### 基準

<現行>

地域密着型特養特別養護老人ホームにおいて、栄養士を  
置かなければならない。

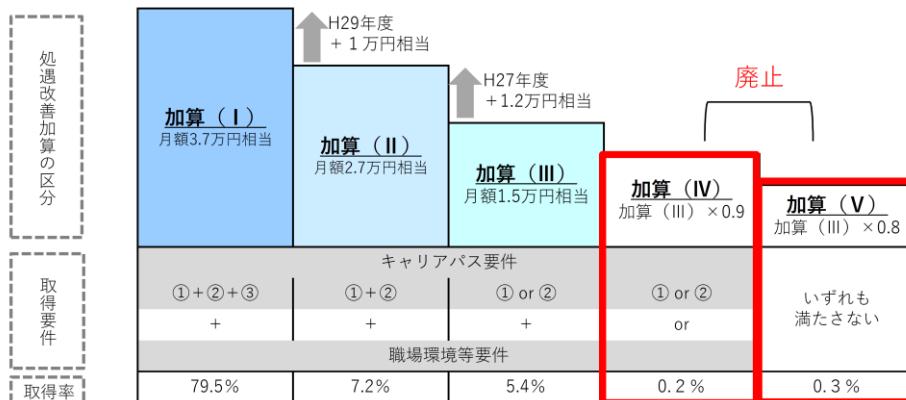
<改定後>

⇒ 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との  
連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人  
福祉施設の効果的な運営を期待することができる  
場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、  
栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

130

## 5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

<b>概要</b> <p>【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】</p>
<p>○ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p>



※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

### <職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

151

## 6. ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

<b>概要</b> <p>【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】</p>		
<p>○ 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】 <b>一部R3.1.13 請問・答申済</b></p>		
<b>基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、以下のとおり追加           <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>&lt;現行&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事故発生防止のための指針の整備</li> <li>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</li> <li>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>&lt;改定後&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ イ～ハ 変更なし</li> <li>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> </ul>	<b>&lt;現行&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事故発生防止のための指針の整備</li> <li>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</li> <li>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</li> </ul>	<b>&lt;改定後&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ イ～ハ 変更なし</li> <li>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</li> </ul>
<b>&lt;現行&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事故発生防止のための指針の整備</li> <li>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</li> <li>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</li> </ul>	<b>&lt;改定後&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ イ～ハ 変更なし</li> <li>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</li> </ul>	
<b>単位数</b> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>&lt;現行&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>なし</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>&lt;改定後&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位／日 <b>(新設)</b> ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</li> <li>⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） <b>(新設)</b></li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>&lt;現行&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>なし</li> </ul>	<b>&lt;改定後&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位／日 <b>(新設)</b> ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</li> <li>⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） <b>(新設)</b></li> </ul>
<b>&lt;現行&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>なし</li> </ul>	<b>&lt;改定後&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位／日 <b>(新設)</b> ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</li> <li>⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） <b>(新設)</b></li> </ul>	
<b>算定要件等</b> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>&lt;安全管理体制未実施減算&gt;</b> <p>運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>&lt;安全対策体制加算&gt;</b> <p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p> </td> </tr> </table>	<b>&lt;安全管理体制未実施減算&gt;</b> <p>運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合</p>	<b>&lt;安全対策体制加算&gt;</b> <p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p>
<b>&lt;安全管理体制未実施減算&gt;</b> <p>運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合</p>	<b>&lt;安全対策体制加算&gt;</b> <p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p>	
<p>※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。 <b>158</b></p>		

## 6. ③ 基準費用額の見直し

**概要** 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。  
【告示改正】

### 基準費用額（食費）（日額）

<現行> <改定後>※令和3年8月施行

1,392円／日 ⇒ 1,445円／日 (+53円)

《参考:現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

基準費用額	負担軽減の対象となる者	利用者負担段階	主な対象者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
		第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	
		第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	
		第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
		第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考:現行の基準費用額(食費のみ)》

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額（日額(月額)）		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)

160

### 3.(1) 短期入所生活介護

#### 改定事項

- 短期入所生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- ⑩ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑪ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑫ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑬ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑭ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し★
- ⑮ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑯ 4(2)⑫看護職員の配置基準の見直し★
- ⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し★

204

### 短期入所生活介護 基本報酬

単位数	※単位数はすべて1日あたり				
単独型	現行	改定後	併設型	現行	改定後
要支援1	466単位	474単位	要支援1	438単位	446単位
要支援2	579単位	589単位	要支援2	545単位	555単位
要介護1	627単位	638単位	要介護1	586単位	596単位
要介護2	695単位	707単位	要介護2	654単位	665単位
要介護3	765単位	778単位	要介護3	724単位	737単位
要介護4	833単位	847単位	要介護4	792単位	806単位
要介護5	900単位	916単位	要介護5	859単位	874単位
単独型・ユニット型	現行	改定後	併設型・ユニット型	現行	改定後
要支援1	545単位	555単位	要支援1	514単位	523単位
要支援2	662単位	674単位	要支援2	638単位	649単位
要介護1	725単位	738単位	要介護1	684単位	696単位
要介護2	792単位	806単位	要介護2	751単位	764単位
要介護3	866単位	881単位	要介護3	824単位	838単位
要介護4	933単位	949単位	要介護4	892単位	908単位
要介護5	1,000単位	1,017単位	要介護5	959単位	976単位

176

## 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

### 概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

188

## 1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】R3.1.13 諒問・答申済

5

## 2. (1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

### 概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★ イ：ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
  - イ 認知症専門ケア加算（通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護においては認知症加算）の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】
- なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

※1 認知症ケアに関する専門研修  
 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修  
 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修  
 認知症加算：認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修  
 、認知症介護実践者研修

※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師  
 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修  
 ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程  
 ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

### 単位数

アについては、以下のとおり。  
 イについては、単位数の変更はなし。

<現行>

なし

⇒

<改定後>

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日（新設）※  
 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日（新設）※

\* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位／月

### 算定要件等

アについては、以下のとおり。  
 イについては、概要欄のとおり。

<認知症専門ケア加算（Ⅰ）>（※既往要件と同）

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

<認知症専門ケア加算（Ⅱ）>（※既往要件と同）

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

9

## 2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

### 概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することとする。【通知改正】  
 具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

### 【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名： 事業所番号： （枚番）

### 基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

（20XX年XX月XX日現在）

計画年度	年度	記入年月日	
記入者名		所属・職名	

### 【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

#### 3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

(その内容)



実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組

アセッサー（評価者）の人数	人			
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況			□ なし □あり	□ なし □あり

10

## 2. (1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

### 概要

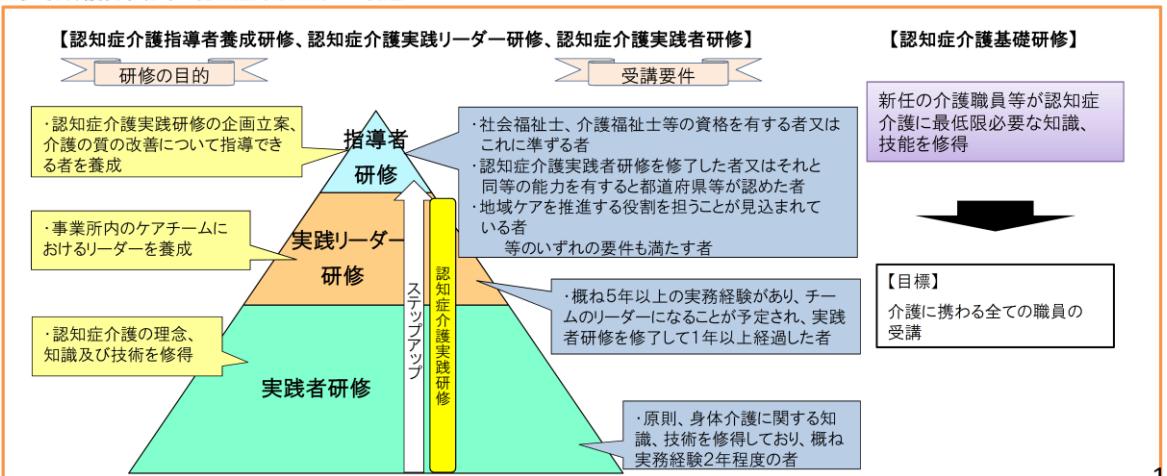
【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



12

## 2. (4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

### 概要

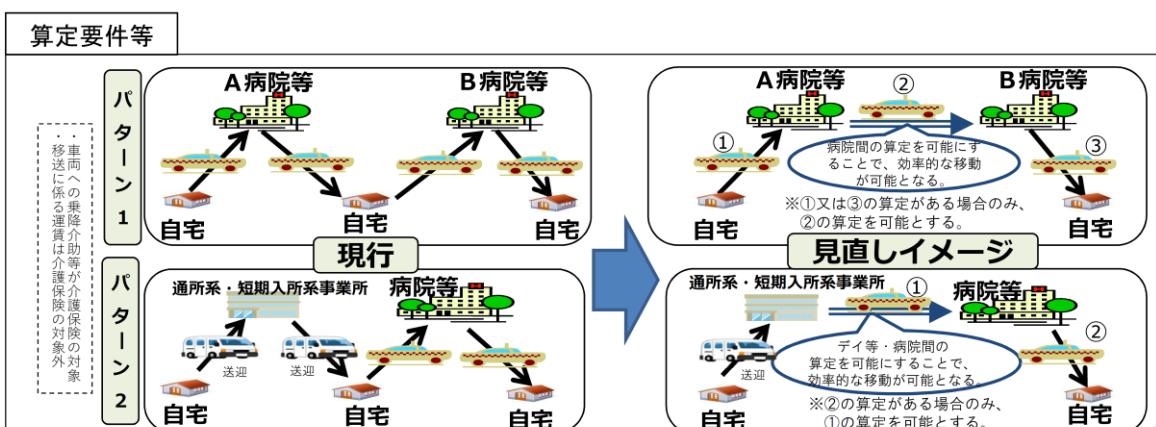
【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。【通知改正】

この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できないこととする。

単位数	
通院等乗降介助	99単位／片道

※今回改定後の単位数



37

## 2. (5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】R3.1.13 詰問・答申済

### 基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。  
＜現行＞ おおむね10人以下としなければならない。 ⇒   
＜改定後＞
  - ・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
  - ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

47

## 2. (5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室の多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】一部R3.1.13 詰問・答申済

### 基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。  
＜現行＞ ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ⇒   
＜改定後＞ 廃止
- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）  
○ユニット型介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒ ① ユニット型介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒ ② 経過的ユニット型介護福祉施設サービス費

○ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費 ⇒ ③ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費  
④ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）  
⑤ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

48

## 2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それについて分けて指定を行う。【告示改正】

### ○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができます。

【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

### ○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

64

## 3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

### 概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

### 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

67

### 3.(1)⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し

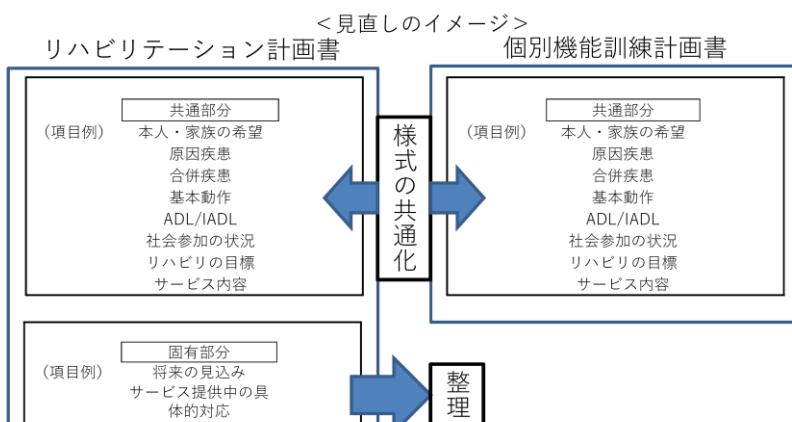
#### 概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★】

- 業務効率化の観点から、リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の項目の共通化を行うとともに、リハビリテーション計画書の固有の項目について、整理簡素化を図る。

#### 算定要件等

- リハビリテーション計画書及び個別機能訓練計画書の様式を見直す。



78

### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

#### 概要

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するなどの取組を進める。

79

## 4. (1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
  - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
  - 職員のキャリアアップに資する取組
  - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
  - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
  - 生産性の向上につながる取組
  - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求ること。【告示改正】

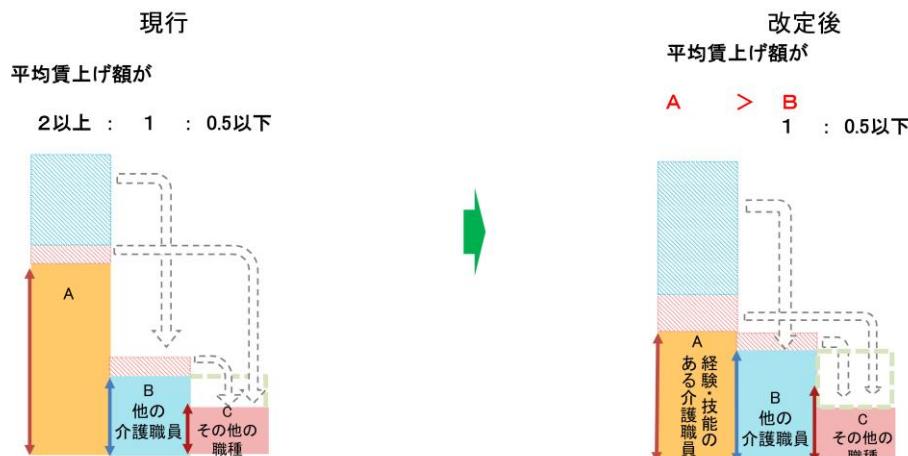
108

## 4. (1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他業種と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
  - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
  - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



109

## 4. (1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

### 概要

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

### 単位数・算定要件等

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算Ⅰ(新たな最上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰ相当)	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	
訪問入浴介護 夜対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤7名以上者の者が50%以上	(訪問入浴) (夜間訪問) I 44単位/回 I 22単位/回 II 36単位/回 II 18単位/回 III 12単位/回 III 6単位/回
訪問看護 看護所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪問・訪リハ) (療養所) (イ) 4単位/回 (イ) 40単位/月 (ロ) 3単位/回 (ロ) 24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が50%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特別施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※他のサービスと併用する場合、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	(予防通リハ以外) I 22単位/回(日) II 18単位/回(日) III 6単位/回(日)
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※他のサービスと併用する場合、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	(予防通リハ) I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部)以上勤続職員の割合」である。

110

## 4. (2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の更なる評価を行う。【告示改正】

### 単位数

- 変更なし

※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算

(I) イ 22単位/日	(I) ロ 13単位/日	(II) イ 27単位/日	(II) ロ 18単位/日
従来型 (入所定員30人以上50人以下)	従来型 (定員51人以上又は経過の小規模)	ユニット型 (定員30人以上50人以下)	ユニット型 (定員51人以上又は経過の小規模)

### 算定要件等

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。

- ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)  
② 新たに0.6人配置要件を新設する。

①現行要件の緩和(0.9人配置要件)	②新設要件(0.6人配置要件) (ユニット型の場合) 0.6人(新規)
最低基準に加えて配置する人員	(従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併用調整 ① 人員基準緩和と適用する場合 0.8人(新規) ② ①を適用しない場合(利用者数25名以下の場合等) 0.6人(新規)
見守り機器の入所者に占める導入割合	100%
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)

- ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3ヶ月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的な要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件  
①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置  
②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮  
③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)  
④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施  
⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

117

## 4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

### 算定要件等

※併設型短期入所生活介護（従来型）も同様の改定

- 介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。

現 行			見直し案		
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上	配置 人員数	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26~60	2人以上		利用者数26~60	1.6人以上
	利用者数61~80	3人以上		利用者数61~80	2.4人以上
	利用者数81~100	4人以上		利用者数81~100	3.2人以上
	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		利用者数101以上	3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上

#### （要件）

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること（※）

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- ④機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

118

## 4.(2)⑫ 看護職員の配置基準の見直し

### 概要

【短期入所生活介護★】

- （介護予防）短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】

一部R3.1.13諮詢・答申済

### 基準・算定要件等

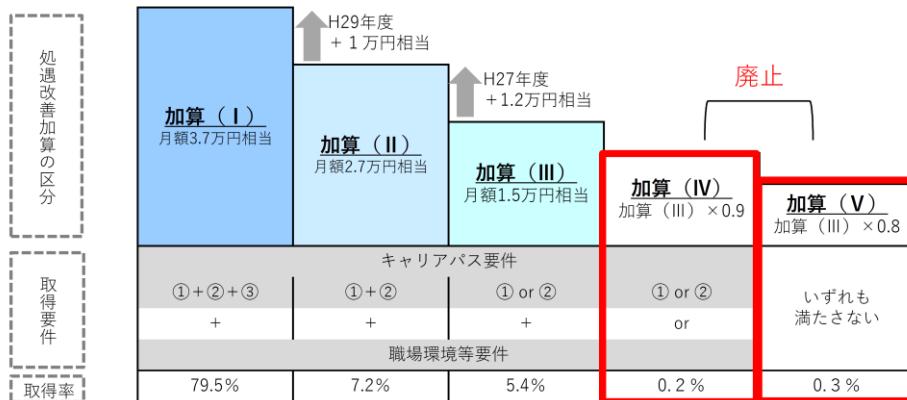
- 看護職員の配置が必須ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかった場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るために、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること）を求めるることとする。
- 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。

	現行	改定後
単独型・併設型共通	・介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	
単独型 併設型・定員19名以下	・配置規定なし	・看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること。（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。）
併設型・定員20名以上	・常勤で配置	

131

## 5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

<b>概要</b>	<small>【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】</small>
○ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】	



<キャリアパス要件> ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

151

## 6. (3) 基準費用額の見直し

<b>概要</b>	<small>【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】</small>
○ 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。 【告示改正】	

<b>基準費用額(食費)(日額)</b>	
<現行> 1,392円／日	<改定後>※令和3年8月施行 ⇒ 1,445円／日 (+53円)

《参考:現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

<b>基準費用額</b>	<b>負担限度額 (利用者負担)</b>	<b>負担軽減の対象となる者</b>	<b>利用者負担段階</b>		<b>主な対象者</b>	
			<b>第1段階</b>	<b>第2段階</b>	<b>第3段階</b>	<b>第4段階</b>
基準額 ⇒食費・居住費の提供に必要な額 補足給付 ⇒基準費用額から負担限度額を除いた額			・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	
			・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)十合計所得金額が80万円以下			
			・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外			
			・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者			

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考:現行の基準費用額(食費のみ)》

<b>食費</b>	<b>基準費用額 (日額(月額))</b>	<b>負担限度額(日額(月額))</b>		
		<b>第1段階</b>	<b>第2段階</b>	<b>第3段階</b>
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)

160

## 1 介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		① 介護福祉施設サービス費 （1日につき）	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 入所者数が人定員を超過する場合 （2） 入所者数が人定員を超えない場合	（1） 個別行動指導の実施件数を算定する場合 （2） 個別行動指導の実施件数を算定しない場合	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →介護支援専門員の就労時間の基準による場合 （2） 介護福祉施設サービス費（ ） →介護支援専門員の就労時間の基準による場合	（1） 日常生活援助支拂加算	（1） 軽度体制加算	（1） 軽度体制加算	（1） 第ニシッカ法加算	（1） 軽度体制加算	
		（1） 介護福祉施設サービス費 （1日につき）	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →少床型	
		（2） 経過の小規模介護福祉施設サービス費 （1日につき）	（1） 経過の小規模介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 経過の小規模介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	（1） 入所者数30人以上定員以下 （2） 入所者数30人以上定員以下	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →多床型	
		（3） ユニット型 介護福祉施設サービス費 （1日につき）	（1） ユニット型 介護福祉施設サービス費 →「※型別割定」 ② ユニット型 介護福祉施設サービス費 →「※型別割定の多床型」	（1） 入所者数30人以上定員以下 （2） 入所者数30人以上定員以下	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」
		（4） 経過のユニット型 小規模介護福祉施設 サービス費 （1日につき）	（1） 経過のユニット型 小規模介護福祉施設 サービス費 →「※型別割定」 ② 経過のユニット型 小規模介護福祉施設 サービス費 →「※型別割定の多床型」	（1） 入所者数30人以上定員以下 （2） 入所者数30人以上定員以下	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」	（1） 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定」 ② 介護福祉施設サービス費（ ） →「※型別割定の多床型」
		注：外泊料費用		入所者が倒産又は該療所への入院を要した場合及び入所者に対して宿泊における外泊を認めた場合、1月につき1単位を算定								
		注：外泊料在宅サービス費用		入所者に対する宿泊における外泊を認めめた場合、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスに代えて1月につき1単位を算定								
		八 初期割算		（1） 1単位を加算								
		二 入所料時家賃連携加算		（1） 入所者（1人につき）1単位を加算								
				（2） 1月につき、1単位を加算								
		水 道路等相談援助 加算	（1） 退所前訪問相談援助加算 （1所中1回）又は2回）を限度に、400単位を算定									
			（2） 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、400単位を算定）									
			（3） 退所時相談援助加算 （400単位）									
			（4） 退所前連携加算 （500単位）									
		三 通費マクソシ化加算		（1） 1月につき、1単位を加算								
				（2） 1月につき、1単位を加算								
		四 縦口移行加算		（1） 1月につき、12単位を加算								
				（2） 1月につき、12単位を加算								
		五 縦口維持加算	（1） 縦口維持加算（ ） （2） 縦口維持加算（ ）	（1） 1月につき、400単位を加算 （2） 1月につき、100単位を加算								
		六 口腔衛生管理加算	（1） 口腔衛生管理加算（ ） （2） 口腔衛生管理加算（ ）	（1） 1月につき、11単位を加算 （2） 1月につき、11単位を加算								
		七 療養費加算		（1） 1回につき、6単位を加算（1回）単位を限度）								
				（2） 置置医師監視時対応加算 （1回につき、65単位を加算）								
		八 配置医師監視急時対応加算	（1） 短期・夜間の場合は （2） 夜間の場合は （3） 1回につき、130単位を加算	（1） 1月につき、65単位を加算 （2） 1月につき、130単位を加算								
		九 看取り介護加算	（1） 看取り介護 加算（ ） （2） 看取り介護 加算（ ）	（1） 1月につき、22単位を加算 （2） 1月につき、144単位を加算 （3） 1月につき、66単位を加算 （4） 死亡日 （5） 1月につき、1210単位を加算 （6） 1月につき、1210単位を加算 （7） 1月につき、1210単位を加算								
		十 在宅復帰支援機会加算		（1） 1月につき、16単位を加算								
		十一 在宅・人所相互利用加算		（1） 1月につき、40単位を加算								
		十二 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（ ） （2） 認知症専門ケア加算（ ）	（1） 1月につき、3単位を加算 （2） 1月につき、4単位を加算								
		十三 認知症行動・心理状態観察対応加算		（1） 入所後7日以内（1日につき20単位を加算）								
		十四 携帯マネジメント加算	（1） 携帯マネジメント加算（ ） （2） 携帯マネジメント加算（ ） （3） 携帯マネジメント加算（ ）	（1） 1月につき、10単位を加算（3月に1回を限度） （2） 1月につき、10単位を加算 （3） 1月につき、10単位を加算 （4） 1月につき、10単位を加算 （5） 1月につき、10単位を加算								
		十五 掛せつ支拂加算	（1） 掛せつ支拂加算（ ） （2） 掛せつ支拂加算（ ） （3） 掛せつ支拂加算（ ） （4） 掛せつ支拂加算（ ）	（1） 1月につき、11単位を加算 （2） 1月につき、11単位を加算 （3） 1月につき、11単位を加算 （4） 1月につき、11単位を加算								
		十六 既往歴記録加算		（1） 1月につき、113単位を加算								
		十七 料理的介護强度体制化加算	（1） 料理的介護强度体制化加算（ ） （2） 料理的介護强度体制化加算（ ） （3） 料理的介護强度体制化加算（ ）	（1） 1月につき、12単位を加算 （2） 1月につき、12単位を加算 （3） 1月につき、12単位を加算								
		十八 安全対策体制化加算		（1） 安全対策体制化加算（ ） （2） サービス提供体制化加算（ ）	（1） 1月につき、10単位を加算 （2） 1月につき、10単位を加算							
		十九 介護職員勤怠改善加算	（1） 介護職員勤怠改善加算（ ） （2） 介護職員等特定勤怠改善加算	（1） 1月につき、+ 所定単位×13 / 1000 （2） 1月につき、+ 所定単位×27 / 1000								
		二十 介護職員等特定勤怠改善加算		所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計								

安全管理体制未実施清算については令和3年10月1日から、災害管理の基準を満たさない場合の清算については令和6年4月1日から適用する。

令和3年3月30日までの間は、介護福祉施設サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

www.english-test.net



## 8 短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			行動を行う職員の勤務条件 利用者の数及び 利用者の数に起因する場合	行動・指導員の員数が 利用者の数に起因する場合	共同のユニット 内に複数の利用者 がいる場合	生活料金配 当率加算	生活料金配 当率加算	専従の機能訓練 指導員を配置 している場合	看護体制加 算								
イ 短期入所生活 介護費 (日につき)	(1) 単純型短期 入所生活介護費	(一) 善意型短期入所 生活介護費 「※実割引額」	料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位)														
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	(一) 併設型短期入所 生活介護費 「※実割引額」	料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位)														
ロ ユニット型短期 入所生活介護費 (日につき)	(1) 単純型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 単純型ユニット 型短期入所生活 介護費 「※実割引額」	料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位)	x 97 / 101	x 70 / 101	x 70 / 101	x 97 / 101										
	(2) 併設型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット 型短期入所生活 介護費 「※実割引額」	料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位) 料金(単位：1,000 円単位)														
八 療養費加算			(1回につき 8単位を加算)(1日に回を限度)														
ニ 在宅中重度者 受入加算			(1) 看護体制加算( )又は( )を算定している場合 (1回につき 421単位を加算)														
			(2) 看護体制加算( )又は( )を算定している場合 (1回につき 417単位を加算)														
			(3) (1)(2)いずれの看護体制加算を算定している場合 (1回につき 419単位を加算)														
			(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1回につき 425単位を加算)														
■ 認知症専門ケア 加算			(1) 認知症専門ケア加算( ) (1回につき 3単位を加算)														
			(2) 認知症専門ケア加算( ) (1回につき 4単位を加算)														
△ サービス提供 体制化加算			(1) サービス提供体制化加算 (1回につき 11単位を加算)														
			(2) サービス提供体制化加算 (1回につき 11単位を加算)														
△ 介護職員処遇 改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)	所定単位は、1からへまでにより算定した単位数の合計													
			(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 65 / 1000)														
			(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)														
			(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の13 / 100)														
			(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の13 / 100)														
△ 介護職員等特定期 間改善加算			(1) 介護職員等特定期間改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 27 / 1000)	所定単位は、1からへまでにより算定した単位数の合計													
			(2) 介護職員等特定期間改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)														
※サービス提供体制化加算・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定期間改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※月に1回以上の算定が行われる場合は、月に1回の算定額を算定する																	

## 6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件満たさない場合	注 利用者の数及 し人所の数 に満たない 場合	注 介護・看護職員の数が基 本型介護予 防短期入所生 活介護費」 に満たない 場合	注 共生型介護予 防短期入所生 活介護を行な う場合	注 生活相談費配 置等加算	注 生活相談費上 限額(単位)	注 生活相談費上 限額(単位)	注 機能訓練体 制加算	注 個別機能訓 練加算	注 認知症行動・ 心理状態緊急 対応加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 利用者に対し て送迎を行う 場合	
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) <b>単独型介護予防短期入所 生活介護費</b> 「従来型宿泊」 要支援1：( 474 単位) 要支援2：( 583 単位)													
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(二) <b>単独型介護予防短期入所 生活介護費</b> 「従来型宿泊」 要支援1：( 583 単位) 要支援2：( 599 単位)													
ロ ユニット型 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) <b>併設型介護予防短期入所 生活介護費</b> 「ユニット型宿泊」 要支援1：( 523 単位) 要支援2：( 624 単位)	x 97 / 100	x 70 / 100	x 70 / 100			指定居宅入 所事業所が行 う場合 x 92 / 100	1月につき + 13単位						
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(二) <b>並設型併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費</b> 「ユニット型宿泊の承認室」 要支援1：( 523 単位) 要支援2：( 624 単位)				x 97 / 100									
八 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
二 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日にき 3単位を加算)													
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日にき 4単位を加算)													
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日にき 12単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(2) サービス提供体制強化加算( ) (1日にき 18単位を加算)													
ヘ 介護職員処遇改善加算	(3) サービス提供体制強化加算( )	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日にき 6単位を加算)													
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 x 33 / 1000)													
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(5) 介護職員処遇改善加算( )	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 x 60 / 1000)													
	(6) 介護職員処遇改善加算( )	(6) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の90 / 100)													
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(7) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(7) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 x 80 / 100)													
	(8) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(8) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + (3)の80 / 100)													

注 : 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

介護職員処遇改善加算( )及び介護職員処遇改善加算( )については、令和3年3月31日まで算定可能。

令和3年3月31日までの間は、介護予防短期入所生活介護費の1/30(1)について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

(別紙1)

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護老人福祉施設）

事業所番号											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通		地域区分	1 1級地 4 6級地 6 2級地 9 7級地 7 3級地 5 その他 2 4級地 3 5級地		
51 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 経過的小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 経過的ユニット型小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
			安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
			テクノロジーの導入（日常生活支援加算関係）	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	
			テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	1 なし 2 あり	
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ	
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり	
			ADL維持等加算[申出]の有無	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
			障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり	
			看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり	
			排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
			自立支援促進加算	1 なし 2 あり	
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
			安全対策体制	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
			介護職員待遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
			介護職員等特定待遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	

## 備考（別紙1）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に印を付してください。

- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」（別紙13）又は「介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（ ）に係る届出」（別紙13-2）を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-3）又は「介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-4）を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「 型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-5）又は「 型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-6）を添付してください。
- 6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」（別紙14）を添付してください。
- 7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）」（別紙15）を添付してください。
- 8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。
- 10 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 11 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙8-2）を添付してください。
- 12 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
  - （例） - 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、  
「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 13 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 14 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
- 15 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙9）を添付してください。
- 18 「看護体制加算（短期入所生活介護事業所）」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙9-2）を添付してください。
- 19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙9-3）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-4）を添付してください。
- 20 訪問介護における「特定事業所加算」については、「加算（ ）～（ ）」は「特定事業所加算（ ）～（ ）に係る届出書（別紙10）」を、「加算（ ）」は「特定事業所加算（ ）に係る届出書」（別紙10-2）を添付してください。
- 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12- ）までのいずれかを添付してください。
- 22 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
  - （1）看護職員・介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
  - （2）ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
    - （人員配置区分欄の変更是行わない。）
  - イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。  
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更是行わない。）

### <厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共の施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）第1条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。

( (1) が優先する。 )

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員...「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

24 「居宅介護支援のう5」「特定事業所加算」の加算...加算...「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算( )-( )」・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-3）を、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-4）を添付してください。

また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」（別紙10-5）を添付してください。

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22-1）、（別紙22）のいづれかを添付してください。

29 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙17）又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙18）を添付してください。

30 「福瘡マネジメント加算」については、「福瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

30 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」（別紙24）を添付してください。

31 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」（別紙25）を添付してください。

注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。

5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出してください。

#### 備考 (別紙1) 介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙1)

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型介護老人福祉施設)

事業所番号												
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分 1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		
51 地域密着型 介護福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護老人福祉施設 2 サテライト型地域密着型 介護老人福祉施設 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4 サテライト型ユニット型 地域密着型介護老人福祉施設	1 経過的施設以外 2 経過的施設	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 安全管理体制 栄養ケア・マネジメントの実施の 有無 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 日常生活継続支援加算 テクノロジーの導入 (日常生活支援加算関係) 看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ 夜勤職員配置加算 テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係) 準ユニットケア体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算 ADL維持等加算[申出]の有無 若年性認知症入所者受入加算 常勤専従医師配置 精神科医師定期の療養指導 障害者生活支援体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算 配置医師緊急時対応加算 看取り介護体制 在宅・入所相互利用体制 小規模拠点集合体制 認知症専門ケア加算 褥瘡マネジメント加算 排せつ支援加算 自立支援促進加算 科学的介護推進体制加算 安全対策体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 あり	1 なし 2あり

## 備考（別紙1-3）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5-2）を添付してください。
- 5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」（別紙8-3）を添付してください。
- 6 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 7 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。  
(例) - 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 8 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 9 「入浴介助加算」については、浴室の平面図差を添付してください。
- 10 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 11 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙9）を添付してください。
- 12 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙9-3）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-4）を添付してください。
- 13 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12-6）までのいずれかを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。  
看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- 15 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。
- 16 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。
- 17 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。
- 18 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22-1）、（別紙22）のいずれかを添付してください。
- 19 「褥瘡マネジメント加算加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

## 備考（別紙1-3）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通		地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		
21 短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 共生型サービスの提供(短期入所事業所) 生活相談員配置等加算 生活機能向上連携加算 機能訓練指導体制 個別機能訓練体制 看護体制加算Ⅰ又はⅢ 看護体制加算Ⅱ又はⅣ 医療連携強化加算 夜勤職員配置加算 テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算(単独型) サービス提供体制強化加算(併設型、空床型) 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ 1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 なし 2 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
24 介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 共生型サービスの提供(短期入所事業所) 生活相談員配置等加算 生活機能向上連携加算 機能訓練指導体制 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算(単独型) サービス提供体制強化加算(併設型、空床型) 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ 1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 なし 2 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		



なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。  
(1)が優先する。)

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

24 「居宅介護支援のうぶ」「特定事業所加算」の加算、「加算」「加算」「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算」、「特定事業所医療介護連携加算」、「ターミナルケアマネジメント加算」に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-3）を、「特定事業所加算（A）」については、「特定事業所加算（A）」に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-4）を添付してください。

また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制」に係る届出書」（別紙10-5）を添付してください。

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算」に係る届出書」（別紙16）を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算」に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算」に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に係る届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22-1）、（別紙22）のいずれかを添付してください。

29 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙17）又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙18）を添付してください。

30 「福祉マネジメント加算」については、「福祉マネジメントに係る届出書」（別紙23）を添付してください。

30 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」（別紙24）を添付してください。

31 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」（別紙25）を添付してください。

注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。

5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出してください。

#### 備考（別紙1）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

## 備考（別紙1-2）介護予防サービス

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に一印を付してください。

- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
  - 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設の施設種別に係る届出」（別紙13）又は（別紙13-2）を添付してください。
  - 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設の施設種別に係る届出」（別紙13-3）又は「介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-4）を添付してください。
  - 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-5）又は「型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-6）を添付してください。
  - 6 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
  - 7 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。
  - 8 「緊急時介護予防訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
  - 9 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙8-2）を添付してください。
  - 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。  
(例) - 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、  
「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
  - 11 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 12 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12-6）までのいずれかを添付してください。
- 13 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出された届出書の写しを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- (1) 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- (2) ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。  
(人員配置区分欄の変更は行わない。)
- イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。  
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

### <厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）第1条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（(1)が優先する。）

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
- 6 一括体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

**備考（別紙1-2）介護予防サービス サテライト事業所**

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

**「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」より 一部抜粋**

※必ず、共通編にあります元の資料をご確認ください。新たな加算、名称が変わった加算等についても記載があります。

(別紙)

**「既存のサービス事業所の届出留意事項」**

項目番号	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	「その他該当する体制等」欄の 「LIFEへの登録」  「1：なし」 「2：あり」  を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
20	15：通所介護 21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護 33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生 活介護 36：地域密着型特定施設入居者 生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所 介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「生活機能向上連携加算」  「1：なし」 「2：あり」 を  「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」  に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合 は、新たな加算の届出が必要と なる。  既存届出内容が「2：あり」で、 新たな届出がない場合は「2： 加算Ⅱ」とみなす。  (注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。

25	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (単独型)」</p> <p>「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」</p>	<p>「6：加算Ⅰ」、「7：加算Ⅲ」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「5：加算Ⅰイ」 で、新たな届出がない場合は 「5：加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>(注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。</p>
		<p>「4：加算Ⅲ」 を</p> <p>「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「7：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：加算Ⅰ ロ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算 Ⅲ」で、新たな届出がない場合 は「1：なし」とみなす。</p>
26	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (空床型)」</p> <p>を</p> <p>「サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)」</p> <p>に名称変更</p>	<p>取り扱いに変更なし。</p> <p>(注) 併設型の場合は、新たな 加算の届出が必要となる。</p>
27	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)」</p> <p>「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を</p> <p>「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「7：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「6：加算Ⅰ」、「7：加算Ⅲ」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「5：加算Ⅰイ」 で、新たな届出がない場合は 「5：加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>(注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。</p> <p>既存届出内容が「2：加算Ⅰ ロ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算 Ⅲ」で、新たな届出がない場合 は「1：なし」とみなす。</p> <p>(注2) 基本的に届出を行うよ う指導する点に留意が必要。</p>

30	<p>22 : 短期入所療養介護</p> <p>23 : 短期入所療養介護</p> <p>2A : 短期入所療養介護</p> <p>51 : 介護福祉施設サービス</p> <p>52 : 介護保健施設サービス</p> <p>53 : 介護療養施設サービス</p> <p>54 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護</p> <p>55 : 介護医療院サービス</p> <p>25 : 介護予防短期入所療養介護</p> <p>26 : 介護予防短期入所療養介護</p> <p>2B : 介護予防短期入所療養介護</p> <p>32 : 認知症対応型共同生活介護</p> <p>38 : 認知症対応型共同生活介護(短 期利用型)</p> <p>68 : 小規模多機能型居宅介護(短 期利用型)</p> <p>73 : 小規模多機能型居宅介護</p> <p>76 : 定期巡回・隨時対応型訪問介 護看護</p> <p>75 : 介護予防小規模多機能型居宅 介護</p> <p>77 : 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)</p> <p>79 : 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護・短期利用型)</p> <p>69 : 介護予防小規模多機能型居宅 介護(短期利用型)</p> <p>37 : 介護予防認知症対応型共同生 活介護</p> <p>39 : 介護予防認知症対応型共同生 活介護(短期利用型)</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1 : なし」</p> <p>「5 : 加算Ⅰイ」</p> <p>「2 : 加算Ⅰロ」</p> <p>「3 : 加算Ⅱ」</p> <p>「4 : 加算Ⅲ」</p> <p>を</p> <p>「1 : なし」</p> <p>「6 : 加算Ⅰ」</p> <p>「5 : 加算Ⅱ」</p> <p>「7 : 加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「6 : 加算Ⅰ」、「7 : 加算Ⅲ」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「5 : 加算Ⅰイ」 で、新たな届出がない場合は 「5 : 加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>(注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。</p> <p>既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ ロ」、「3 : 加算Ⅱ」、「4 : 加算 Ⅲ」で、新たな届出がない場合 は「1 : なし」とみなす。</p> <p>(注2) 基本的に届出を行うよ う指導する点に留意が必要。</p>
	<p>多機能型居宅介護・短期利用型)</p> <p>69 : 介護予防小規模多機能型居宅 介護(短期利用型)</p> <p>37 : 介護予防認知症対応型共同生 活介護</p> <p>39 : 介護予防認知症対応型共同生 活介護(短期利用型)</p>		